

○こうち人づくり広域連合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
施行規則

平成14年12月1日
規則第8号

改正 令和2年4月1日 規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、こうち人づくり広域連合職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例（平成14年こうち人づくり広域連合条例第6号。以下「条例」という。）の実施に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(医師の指定及び診断書)

第2条 条例第3条第1項の規定による医師の指定は、職員の受診上の便宜を考慮して行うものとする。

- 2 前項の規定により任命権者が医師を指定する場合は、医師に対し診断書の作成を委嘱しなければならない。
- 3 前項の診断書には、病名及び病状のほか、職務の遂行に支障がないかどうか、又はこれに耐え得るかどうか並びに休養を要する程度に関する具体的な意見が記載されなければならない。

(休職期間の更新)

第3条 条例第4条第1項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「第4条第1項」とあるのは「第4条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項」と、「3年に満たない場合」とあるのは「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期に満たない場合」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「同項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(裁判確定の届出)

第4条 条例第4条第3項の刑事事件の裁判が確定したときは、休職者は、速やかに任命権者にその旨を届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。